

奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例附則第二条及び第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第五十八号

奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例附則第二条及び第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例附則第二条及び第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成二十四年十月奈良県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第九十九条第一項第三号中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ。」を「指定通所介護事業者をいう。」又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）に、「指定通所介護をいう。以下同じ。」を「指定通所介護をいう。」又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第八項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、「第一百一条第一項から」の下に「第六項まで又は指定地域密着型サービス基準第二十条

第一項から」を加える。

第一百一条第五項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、「第四項まで」の下に「又は指定地域密着型サービス基準第二十二條第一項から第三項まで」を加える。

第百十四條第七項中「第六項」を「第五項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例(平成二十七年三月奈良県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五條第一項の表第九十九條第一項第三号の項中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ。」を「指定通所介護事業者をいう。」又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)(以下「指定通所介護をいう。以下同じ。」「指定通所介護をいう。又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九條に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。))に、「又は指定通所介護」を「又は指定通所介護等」に改め、同表第九十九條第八項の項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、「第百一条第一項から」の下に「第六項まで又は指定地域密着型サービス基準第二十条第一項から」を加え、同表第一百一条第五項の項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、「第四項まで」の下に「又は指定地域密着型サービス基準第二十二條第一項から第三項まで」を加え、同表第二項の表第百十四條第七項の項中「第六項」を「第五項」に改める。